

【施策番号 II-2-11】

分野	戦略	住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会
長寿安心くまもと	重点的に取り組む施策	障がい者の地域生活支援

1 施策の概要 (PLAN)

<p>(1)背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が地域で安心して暮らしていくため、日中活動系サービスやグループホーム、「地域の縁がわ」等の整備が求められてきている。 ●工賃アップ推進計画に基づく工賃水準の計画的な向上を図っているが、景気低迷等により達成が厳しくなっている。 ●発達障がい者に対する支援が求められている。 ●平成21年の自殺者数は484人（県警資料）で、12年連続で400人を超える状況が続いている。また、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は26.7人となっており、全国平均25.8人を上回っている。 ●障がい者に対する偏見・差別が依然として残っている。 	<p>(4)取組みの概要</p> <p>【①地域生活のためのサービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護、就労支援等の日中活動系サービスやグループホーム等の充実を図る。また、地域の誰もが気軽に集い、支え合う「地域の縁がわづくり」の推進を図る。 ・障がい者の自立した生活を支援するため、製品の販路拡大や職域の拡大を図り、計画的に工賃水準の向上を図る。 <p>【②発達障がい者の支援の充実や自殺予防対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの早期発見や専門的な支援を行う人材の育成など障害特性に応じた適切な支援体制の整備を図る。 ・自殺予防のための普及啓発、相談体制の充実や関係機関の連携等に取り組む。 <p>【③障がい者の権利擁護の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者等に対する意識上の障壁、制度上の障壁、物理的な障壁を除去する「やさしいまちづくり」を進めるとともに、障がい者の人権が保障され、障がいを理由とした差別を受けない社会を目指し条例制定の取り組みを進める。
<p>(2)めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障がいのある人もない人もともに社会の構成員として、生き生きとした生活を送ることができる「ともに生きる社会」の実現をめざす。 	
<p>(3)解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活介護、就労支援等の日中活動系サービスやグループホーム等の整備は十分ではない。また、「地域の縁がわ」もまだ不足している。 ●平成20年度の平均工賃月額額は13,526円で計画目標（15,000円）を下回っている。 ●発達障がいに関する専門的な人材が不足しており、支援体制の整備も十分でない。 ●自殺者数が12年連続で400人を超えており、自殺死亡率も全国平均を上回り、高止まりしている状況にある。 ●障がい者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく社会生活が営めるように、差別をなくす施策や救済する仕組みに取り組むことが求められる。 	

2 施策の主な構成事業 (DO)

取組みの概要	担当課	平成21年度事業/決算 (千円)		平成22年度事業/当初予算 (千円)	
		事業名	金額	事業名	金額
地域生活のためのサービスの充実	障がい者支援総室	くまもと障害者プラン推進事業	1,021	くまもと障害者プラン推進事業	2,559
		障がい者福祉施設整備費	138,112	障がい者福祉施設整備費	185,269
		精神障害者地域移行支援特別対策事業（退院促進）	5,014	精神障害者地域移行支援特別対策事業（退院促進）	5,379
		精神科救急医療システム整備事業	16,418	精神科救急医療システム整備事業	18,734
		高次脳機能障害支援普及事業	4,001	高次脳機能障害支援普及事業	4,045
		障害者自立支援基盤整備事業	312,500	障害者自立支援基盤整備事業	431,277
	健康福祉政策課	障がい者支援施設工賃アップ推進事業	5,708	障がい者支援施設工賃アップ推進事業	6,000
		地域ふれあいホーム整備推進事業	23,028	地域ふれあいホーム整備推進事業	24,823
		地域の縁がわづくり推進事業	11,479	地域の縁がわづくり推進事業	15,890
		知的・精神障がい者雇用促進事業	5,154	知的・精神障がい者雇用促進事業	7,515
発達障がい者の支援の充実や自殺予防対策の推進	障がい者支援総室	発達障害者支援センター事業	24,576	発達障害者支援センター事業	24,576
		発達障害者支援体制整備事業	251	発達障害者支援体制整備事業	490
		地域療育総合推進事業	30,120	地域療育総合推進事業	29,795
		療育拠点施設・地域療育等支援事業	2,802	療育拠点施設・地域療育等支援事業	3,288
		地域自殺対策推進事業費	3,368	—	—
		自殺予防普及啓発事業	11,586	自殺予防普及啓発事業	21,700
		自殺予防相談支援等事	6,167	自殺予防相談支援等事業	18,409
		市町村等自殺対策推進事業	7,746	市町村等自殺対策推進事業	50,000
障がい者の権利擁護の推進	障がい者支援総室	—	—	障がい者への差別をなくす条例策定事業	1,362

3 施策の評価 (CHECK)

(1)指標の推移

指標 (単位)	策定時	H21	H22	H23	目標値	目標値の説明
1 障がい者の日中活動系サービスの利用量 (定員数) (人)	6,196 (H19)	7,063 (H20)	7,698 (H21)		6,887 [7,759]	策定時の目標6,887人はH20で達成したため、H21年度に新たにH23年度末までの目標値を7,759人に設定
	<達成度>	102.6% [91.0%]	111.8% [99.2%]			
2 入院中の精神障がい者の地域移行数 (平成18年度からの累計) (人)	451 (H19)	519 (H20)	550 (H21)		625	H18.7時点で受け入れ条件が整えば退院し地域移行が可能とされた精神障がい者のうち、H23年度末までの地域移行目標数
	<達成度>	83.0%	88.0%			
3 地域の縁がわ個所数 (個所)	106 (H19)	181 (H20)	200 (H21)		500	誰もが気軽に集まれる範囲に縁がわが設置されるよう小学校校区数を目標に設定
	<達成度>	36.2%	40.0%			

(2)指標の分析

- ・地域で生活する障がい者が日中に受ける生活介護や就労関係のサービス（日中活動系サービス）については、小規模作業所をはじめとする新規事業者等の増加により、必要見込み量(目標)を上回り、供給体制が充実した。
- ・受入条件が整えば退院可能な精神障がい者に係る目標数625名のうち、550名が退院し、地域移行が実現した。
- ・地域の縁がわについては、縁がわ整備補助事業や情報提供・相談対応等立ち上げ支援に取り組み、累計200個所となった。

(3)平成21年度の取組みの主な成果

【①地域生活のためのサービスの充実】

- ・地域生活に必要な日中活動や住まいの場の確保、充実に向けて、日中活動系サービスは定員ベースで前年度比635人増加し、グループホーム等は定員ベースで前年度比147人増加するなど、サービスの充実が図られた。
- ・工賃アップのため、経営講座、県庁展示商談会、販売会等を開催し、製品等の販路拡大や職員等の人材育成を図った。
- ・地域の縁がわを有する小規模多機能サービス施設「地域ふれあいホーム」については全国に先駆け、独自の施設整備補助制度を創設し、県内7個所で実施し、高齢者、障がい者、子どもの区別なく受け入れ等が行われている。「地域の縁がわ」については、9個所の整備補助を行うとともに相談窓口の設置や県内8カ所で開催した。地域の縁がわは累計で200個所となり地域福祉の拠点の熊本モデルとして全国に発信した。

【②発達障がい者の支援の充実や自殺予防対策の推進】

- ・子ども総合療育センターの専門スタッフによる地域療育センター、保育園等の関係機関に対する療育指導等、その支援に取り組むとともに、県発達障害者支援センターにおいては個別の相談支援等（延べ支援件数1,531件）のほか、保育士・教諭等を対象とした研修（17回開催、延べ参加人数407人）を実施しており、関係職員の専門性の向上が図られた。また、一般県民等を対象にしたセミナー（参加人数約250人）などに取組み、発達障がいへの理解促進に努めた。
- ・各種の啓発事業により、県民の自殺問題に関する理解が進んだ。また、相談スタッフ（県、市町村、民間）の研修、多重債務相談会への臨床心理士の派遣等により、各相談窓口の体制が充実した。地域自殺対策緊急強化基金を活用した補助事業により、5市町が新たに自殺対策に取り組む、地域における自殺対策が進んだ。

【③障がい者の権利擁護の推進】

- ・「障がい者の差別をなくす条例（仮称）」に係る検討委員会を設置し、障がい者の視点を踏まえた検討を始めた。

(4)平成22年度の取組み方針、取組み状況

【①地域生活のためのサービスの充実】

- ・地域生活に必要な日中活動や住まいの場の確保、充実に向け、補助事業等を活用してサービス事業所やグループホーム等の整備、既存施設の改修等による新体系サービスへの移行促進、指定基準に基づく事業所の指導等に取り組む。
- ・工賃水準の向上に向けて、障がい者支援施設における自主的製品等の開発、県及び市町村からの優先発注を促進する。
- ・「地域の縁がわ」で地域住民との交流拡大を図るための農縁づくり、「地域のふれあいホーム」のさらなる普及を図っていく。

【②発達障がい者の支援の充実や自殺予防対策の推進】

- ・発達障がい者に対するライフステージに応じた一貫した支援を更に進めるため、市町村や保育園・幼稚園における支援の実態について調査を行い、その結果を踏まえて、個別支援計画作成の推進や市町村における支援体制の充実を図る。
- ・自殺の増加期に応じた啓発、経済・生活問題と心の健康問題に同時に対処するための研修や合同相談、市町村等の自主的取組みの推進など自殺対策を講じるとともに、今後の自殺対策の指針となる自殺対策行動計画（仮称）を策定する。

【③障がい者の権利擁護の推進】

- ・共生社会の実現に向け、関係団体等と意見交換、タウンミーティングを実施し、障がい者への差別をなくす条例(仮称)を制定する。

(5)施策を推進する上での課題

- ・障がい者が自立し、地域で安心して生活するためには、住まいの場の確保や、生活介護や就労支援等の日中活動系サービスの充実、住みやすい生活環境の整備等について、更なる取組みが求められる。
- ・発達障がい者が身近な地域で適切な診断・療育を受けられる体制の整備や専門的な人材の養成が求められている。
- ・障がい者がふれあい支え合う場づくりの更なる普及促進が必要。

4 今後の方向性 (ACTION)

次年度に向けた施策展開の方向性

- ・施設整備の推進による量の確保と指導の徹底による質の向上に取り組む
- ・工賃アップ推進計画に基づき、販路拡大を目指すとともに共同受発注のシステムの検討を進める。
- ・縁がわづくりや地域ふれあいホームの普及による、ふれあい支え合う地域福祉の拠点づくりを推進する。
- ・発達障がい児の早期発見・早期療育体制の確立やライフステージに応じた支援体制を推進する。
- ・自殺対策行動計画(仮称)に基づき、県、市町村、関係機関・団体による総合的な自殺対策を進める。
- ・障がい者への差別をなくす条例(仮称)の県民への普及・啓発等に取り組む。